

「中心市街地再生事業費補助金」の税務上の取扱いについて

補助事業者各位

平成27年10月13日
株式会社電通
(中心市街地再生事業事務局)

「中心市街地再生事業費補助金」は、国からの補助金を原資として、株式会社電通（中心市街地再生事業事務局）から補助対象者に交付されるものであり、法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、貴者においては、当該補助金を補助金の交付の目的に適合した固定資産の取得に充てた場合には、当該補助金のうち固定資産の取得に充てられた部分の金額について法人税法第42条の規定を適用することができます。

（注） 当該補助金のうち、会議費、広報費など固定資産の取得以外に充てられた部分の金額については、法人税法第42条の規定を適用することはできません。

<参考>

法人税法

(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)

第 42 条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（第 44 条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 内国法人が、各事業年度において国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受ける固定資産を取得した場合において、その固定資産につき、その固定資産の価額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。